

大規模停電に対する国土交通省の対策(概要)

平成18年9月5日

国土交通省

再発防止策

河川・港湾における船舶航行のルールや情報提供方法の見直し等

1. 河川における船舶航行ルールの検討

以下の課題を中心に検討を進め、年度内を目途にルールの具体化を図る。

- (1) ルールで規制する船舶又は行為
- (2) ルールの対象となる区域
- (3) ルールの法的位置づけとルール遵守を担保するための措置
- (4) ルールの実効性を確保するための体制整備

2. 河川・港湾における船舶航行者への高さ制限などの情報提供の在り方の充実

送電線等の横断工作物の設置者と共同して、工作物の位置や高さなどの情報を年度内を目途に収集する。

横断工作物の設置者等と共同して、統一的な方法での提供など、船舶航行者等への情報提供のあり方を検討し、周知する。

3. 河川・港湾における工事情報の一般電気事業者等への情報提供

工事情報及びそれに伴う作業船舶の航行情報を一般電気事業者等に対して提供する仕組みを年度内を目途に構築する。

4. 送電線等の横断工作物について周知喚起する効果的な標識・掲示の設置

設置者に標識等の設置・補修を速やかに働きかける。

横断工作物の占用許可時に分かりやすい標識等の設置を要請する旨、河川管理者・港湾管理者に年度内を目途に指導・助言する。

5. 事故原因の調査・船舶職員等の教育・講習機関への指導

調査を継続のうえ、事故原因を調査・究明する(海難審判庁)。

教育・講習機関に対し、船舶操縦者の適切な見張り等の実施に関する指導徹底を指示した(8/16)。

原因究明後、学習用テキストへの掲載を検討する。

再発防止策

河川・港湾に係る工事に伴う事故防止

1. 河川・港湾等関係工事における安全体制の徹底、仕様書・指針等の点検
河川に係る工事について、事故の再発防止方策を年度内を目途に確立する。
港湾等関係工事について、仕様書・指針等を点検するとともに、事故の再発防止体制等を、年度内を目途に具体化する。

2. 業界団体、地方公共団体への事故防止の徹底

建設業者団体への建設資機材等の輸送に伴う事故防止の徹底を、すみやかに要請する。

作業船の関係業者団体に対して、より一層の安全確保を要請(8/16に実施済み)するとともに、公共工事に伴うリスク情報の関係団体への周知を検討する。

河川区域内、港湾区域内の工事等の許可に際し、申請者に注意喚起する旨、各管理者に指導する(8/25に一部実施済み)。

工事作業船の安全確保等について、都道府県等に対し通知する(8/16に一部実施済み)。

大規模停電が発生した場合に備えた対応

停電に係る予防措置・緊急対応・復旧対策(交通機関)

1. 鉄道

1. 現状

- ・鉄道事業者(JR東日本を除く)は、列車運行に必要となる電力を電力会社から購入することを前提として、各種のシステムを構築している。
- ・非常灯、通信・放送設備等の機能の確保のためには、予備バッテリー等を備えている。
- ・鉄道の運行が停止した場合には、運行している鉄道路線や、他の交通機関への振替輸送を実施している。

2. 今般の状況

- ・7路線については、一部の鉄道変電所で東電からの送電が停止したが、隣接鉄道変電所からの送電により、早期に運転を再開した(8~41分後)。
- ・10路線については、ほとんどの鉄道変電所で送電が停止。そのため東電からの送電が復旧した後、順次速やかに運転を再開した(10~73分後)。
- ・ゆりかもめ(鉄道変電所が1箇所)は、東電からの送電が停止し、全列車の運行が停止。乗客を列車から降ろして最寄り駅まで誘導。軌道上の安全確認等が完了したことから運転を再開した(2時間53分後)。

3. 今後の対応

- ・安全で迅速な復旧と適時・的確な情報提供を図るために、以下の点について指導を実施した。

輸送障害が発生した路線を対象に、隣接鉄道変電所から電力供給する場合の手順、運転再開前の手順、情報提供を中心に検証し、工夫すべき点がないか検討するよう指導した(8/24)。

全国のJR、大手民鉄、公営地下鉄等に対して、規程類が大規模停電を想定した内容になっているか、教育・訓練が実施されているか点検するよう指導した(8/24)。

2. 航空

1. 現状、今般の状況

- ・第一種空港(東京、大阪、成田、関西、中部)では自家発電装置から航空保安施設及び旅客施設への給電が可能となっている。
- ・今般の停電では、東京国際空港が所在する大田区が停電の範囲外であったため、影響はなかった。

2. 今後の対応

訓練等を継続し、実施、復旧手順等の再点検を行う。
今後、地方空港についても検証・対応を実施する。

3. 道路

1. 現状、今般の状況

- ・高速道路のトンネルの照明などの重要な施設については、無停電電源装置及び自家発電装置等での給電が可能となっている。
- ・首都高速道路の重要な施設については電力供給が保たれたが、一部のETCレーンにおいて、一時的に停電が発生した。

2. 今後の対応

復旧手順や訓練について点検するとともに、無停電電源装置の保障時間の延長を図る。
直轄国道については、道路利用者への影響等を検証の上、停電への対応を行う。

4. 港湾

1. 現状、今般の状況

- ・東京湾、大阪湾、伊勢湾のコンテナターミナル、フェリーターミナルには、機能を維持するような非常用電源装置は設置されていない。
- ・今般の停電では、東京港のクレーン等の荷役作業施設の停止、冷凍コンテナへの給電停止等が発生した。

2. 今後の対応

全国の主要なコンテナターミナル・フェリーターミナルにおいて、非常用電源装置、復旧マニュアルの整備状況や訓練の実施状況について点検するとともに、停電事故発生時の影響を検証し、必要に応じた対応策を検討する。

停電に係る予防措置・緊急対応・復旧対策(都市機能)

1. エレベーター

1. 今般の状況

- ・62基のエレベーターで閉じ込め事故が発生したが、けが人はいなかった。
(保守会社による救出:11基 消防による救出:8基 送電復旧による救出:43基)

2. 今後の対応

- ・消防庁と連携しつつ、閉じ込めからの早期救出のため、以下の対策を実施する。
閉じ込められた者等からの保守会社への連絡手段の多様化等を図る。
建物管理者へ救出講習等を実施する。

2. 下水道

1. 現状・今般の状況

- ・自家発電装置の整備を行っている。
- ・29カ所の下水道処理場等が停電の影響を受けたが、自家発電装置への切り替え等により対応した。

2. 今後の対応

- ・自治体等の担当者を対象とした「全国下水道主管課長会議」を9月13日に実施し、保守点検等につき周知徹底する。